

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2018年11月15日～2018年11月21日)

平成 30 年(2018 年)11 月 23 日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p><b>政治</b></p> <p>ペトゥル下院議員による新党設立                      政党別支持率(世論調査)                      グリンスキ副首相の発言に対する在ポーランド・イスラエル大使館の非難声明                      最高裁判所法改正案の下院可決                      プラハで第5回ポーランド・チェコ政府間協議を開催                      モラヴィエツキ首相, 独ハンブルクでの国際会議に出席                      ポーランド, 欧州司法裁の暫定措置に基づく報告書を送付                      チャプトヴィチ外相, EU外務理事会に出席                      チャプトヴィチ外相, デンマークとのバルト海における海洋境界画定に関する合意に署名                      ブワシュチャク国防相, ブリュッセルを訪問                      欧州議会, ポーランドの法の支配問題に関する公聴会を実施</p>								<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先: 大使館領事部 電話 22 86 5005 Fax 5006 各種証明書, 在外投票, 旅券, 戸籍, 国籍関係の届出についてもどうぞ。」</p>
<p><b>治安等</b></p> <p>運転時の違法薬物使用に関する問題の深刻化                      公安庁(ABW), 本部にピレツキ像を設置                      警察, COP24の警備対策責任者の交代を発表                      ドルノシロンスキエ県でのフリーガンの摘発                      教職員労組, 待遇改善を求めた抗議活動を計画                      グディニャ郊外を走行する電車車内で暴行致死事件発生                      ポーランドから国外への医薬品不正輸出が深刻化                      ラドム市内の書店で通り魔事件が発生                      警察及び検察, インターネット上での有害コンテンツ拡散に対する取締りを強化                      警察, クラクフで大規模麻薬密売に関与した犯罪組織構成員を摘発</p>								
<p><b>経済</b></p> <p>ドゥダ大統領, (義務的)企業年金(PPK)法案に署名                      輸出信用保険会社(KUKE), ポーランドの貿易リスクについて警告                      10月の平均賃金                      経済協力開発機構(OECD), GDP成長率見通しを上方修正                      トランスコスモス, ポーランド拠点を開設                      国鉄貨物企業PKP LHS社, 中国鉄道会社と契約                      EU基金を活用した高速道路整備計画                      原子力エネルギーの動向                      水素を活用した鉄道車両の開発動向                      家庭用電気料金高騰に関する補償                      政府による水素イニシアティブ                      ポーランド人研究者の動向</p>								

## 大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意  
COP24に係る安全対策に伴うポーランド国境における出入国管理強化に関する注意喚起  
欧州でのテロ等に対する注意喚起  
「たびレジ」への登録のお願い  
パスポートダウンロード申請書の御案内  
平成30年度後期分教科書の配布に関する御案内  
日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について  
大使館広報文化センター開館時間  
文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

## 政 治

## 内 政

ペトウル下院議員による新党設立【17日】

17日、ペトウル下院議員（野党「近代」(Nowoczesna)前党首、現在は無所属）は、新政党「今！」(Teraz!)の設立を発表し、経済及び社会が新党の築く2つの柱であると述べた。同党の設立党大会は、ワルシャワにて12月9日に開催予定である。

政党別支持率(世論調査)【20日】

20日に発表された世論調査機関IBRISによる政党別支持率調査(13日実施)によると、与党「法と正義」(PiS)が40%の支持率を獲得し、首位を維持した。第2位は野党市民プラットフォーム(PO)で支持率30%、第3位は民主左派連合(SLD、議会外政党)で支持率は6%だった。第4位は「クキス'15」が入り、支持率6%、第5位は「近代」(Nowoczesna)で支持率5%、第6位は農民党(PSL)で支持率4%となった。

グリンスキ副首相の発言に対する在ポーランド・イスラエル大使館の非難声明【20日】

19日付週刊誌「Wprost」にグリンスキ副首相兼文化・国家遺産大臣のインタビューが掲載され、同副首相は其中でポーランドの分断について問われ、

すべての民主主義で争いはあるがポーランドの争いは特に激しいとして、与党「法と正義」(PiS)への反対勢力の対応を批判し、PiSに対する発言は排他的かつ破壊的なもので、PiSはナチスのゲッベルスのもとでのユダヤ人のように扱われていると述べた。これを受け、20日、在ポーランド・イスラエル大使館は、グリンスキ副首相の発言を疑念と驚きをもって受け止め、同発言は深刻な無知と感受性の欠如に基づくものであるとの非難声明を発出した。

最高裁判所法改正案の下院可決【21日】

21日、与党「法と正義」(PiS)は、議員立法として、本年4月に施行された最高裁判所法の改正案を下院に提出した。同日、下院は、賛成215票、反対161票、棄権24票で同改正案を可決し、上院に送付した。本改正案では、現行法の規定に基づき退官となった65歳以上の判事を、現行法施行前の状態へと遡及的に復帰させると規定し、最高裁判所第一長官に関しても、現行法施行前の状態に遡及し、任期を継続させるとしている。また、同改正案では、退官年齢に達した判事による職務延長申請を大統領が判断する現行法の規定の削除を定めている。

## 外交・安全保障

プラハで第5回ポーランド・チェコ政府間協議を開催【15日】

15日、プラハで第5回ポーランド・チェコ政府間が開催され、モラヴィエツキ首相の他、外務、インフラ、農業、海事経済・河川交通、環境及び投資・開発大臣が出席した。モラヴィエツキ首相とバビシュ・チェコ首相との首脳会談では、EUの次期多年度予算、移民・難民政策、ノルドストリーム2ガスパイプライン計画等について協議された。

モラヴィエツキ首相、独ハンブルクでの国際会議に出席【17日】

17日、モラヴィエツキ首相は、ハンブルクで行われた国際会議「大西洋(両岸)関係の未来(FOTAR)」において、トランプ米国大統領就任後の大西洋関係悪化の原因は、欧州・米国双方にあるとした上で、これはポーランドの視点からは非常に悪い現象であり、両者の関係修復にポーランドが積極的であるべきことを理解しており、ポーランドのような非常に親米であり、かつ親欧州でもある国はそう多くはないと強調した。また、ポーランドはロシアによる侵攻の脅威が

極めて深刻なNATO東方地域にあるので、INF条約と並行して、中国及びロシアを含む新たな条約を発展させる解決法を指向すると述べた。

ポーランド、欧州司法裁の暫定措置に基づく報告書を送付【19日】

19日、ポーランド政府は、最高裁法に関するEU法違反条項の除去手続に関する10月19日の欧州司法裁の暫定措置遵守のために採った又は採ろうとしている全ての方策に関する報告書を欧州委に送付した。報告書の内容は公表されていない。

チャプトヴィチ外相、EU外務理事会に出席【19日】

19日、チャプトヴィチ外相はブリュッセルで行われたEU外務理事会に出席し、中央アジア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、イエメン等の他、ポーランドの提起により、ウクライナ問題について協議した。

チャプトヴィチ外相、デンマークとのバルト海における海洋境界画定に関する合意に署名【19日】

19日、チャプトヴィチ外相はブリュッセルで、サム

エルセン・デンマーク外相と共に、1日に両外相間で行われたバルト海における海洋境界画定に関する合意に署名した。チャプトヴィチ外相は、相互の信頼と尊重があれば(40年以上の)長期にわたる紛争でも、交渉によって公正で平和的な解決が可能であることを意味していると述べた。

#### ブワシュチャク国防相、ブリュッセルを訪問【19-20日】

19日、ブワシュチャク国防相は、ブリュッセルで行われたEU外務理事会に出席し、常設軍事枠組(PESCO)における17個の計画の発動決定等を歓迎した上で、米国、英国及びノルウェー等の第3国がPESCOの計画に参加するためのルールについて議論する必要がある旨述べた。また、同国防相は、PESCOはNATOを基本とする防衛能力を強化するきっかけを与えるが、EUは防衛目的で設立された組織ではなく、その役割を果たすのは、NATOであると言

及した。併せて、同国防相は、独仏が進めている共通戦車開発構想に言及し、独国防相とは、今後PESCOの枠組みに組み込んで協力していくことについて、既に議論を交わしていることを明らかにした。また、20日、同国防相は、NATO事務総長と会談し、ポーランドにおける恒久的な米軍基地の誘致をはじめ、世界各地に展開しているNATO任務における活動及び協力について議論した。

#### 欧州議会、ポーランドの法の支配問題に関する公聴会を実施【20日】

20日、欧州議会市民の自由・司法・内務委員会(LIBE)が、ポーランドにおける法の支配問題に関する公聴会を行い、ティーマンス欧州委副委員長及び多くの欧州議員が、ポーランド側の本件問題への対応を批判した。同委員会は12月初旬に報告書を発表する。

## 治 安 等

#### 運転時の違法薬物使用に関する問題の深刻化【15日】

警察によれば、運転時の違法薬物使用が原因で逮捕される運転手が増加しており、最新の統計によると2017年にポーランドの全運転手の約1%にあたる1,500人が同容疑で摘発された。運転時の違法薬物の使用は、2014年以降、増加が続いており、使用の多い違法薬物は大麻及び覚せい剤とされる。

#### 公安庁(ABW)、本部にピレツキ像を設置【15日】

15日、公安庁(ABW)は、ワルシャワ市内の本部庁舎に、第二次世界大戦中から戦後にかけて活躍したポーランドの英雄ヴィトルド・ピレツキの胸像を設置し、除幕式を行った。ピレツキは、アウシュヴィッツ強制収容所への潜入・脱獄、ワルシャワ蜂起への参加、第二次世界大戦後に成立したポーランド共産主義政権との武装闘争に関わり、ポーランド独立回復のために尽力した人物として知られる。

#### 警察、COP24の警備対策責任者の交代を発表【16日】

16日、警察は、COP24の警備対策計画を統括しているレク国家警察副長官が健康上の問題で休職したことを受け、アウグスティニャク・シフェントクススキエ県警本部長が新たな副長官が就任したと発表した。アウグスティニャク副長官は、多くの大規模イベントの警備計画に関与した経歴がある。

#### ドルノシロンスキエ県でのフーリガンの摘発【17日】

17日、ドルノシロンスキエ県グウォグフで開催されたサッカーの試合の際、フーリガンが敵対するチー

ムのロゴの入ったスカーフを付けているサッカーファンに路上で因縁を付け、集団で暴行する事案が発生した。同フーリガンは強盗の容疑で警察に拘束され、12年以下の自由剥奪が課せられた。

#### 教職員労組、待遇改善を求めた抗議活動を計画【19日】

警察官によるストライキ等の抗議行動が賃上げ等の待遇改善につながったことを受けて、教職員労組も、月給1,000ズロチのベースアップ等の待遇改善を求めており、要求が認められない場合、ストライキ等の抗議行動を行うと発表した。ストライキは卒業試験等が終了したあとの5月から6月にかけて実施される公算が高いと見込まれている。

#### グディニャ郊外を走行する電車車内で暴行致死事件発生【19日】

19日、グダンスク発グディニャ行の都市高速鉄道(SKM)の車内で、59歳の男性が31歳の男に床に押し倒され、頭を殴打されるなどの暴行を受けて死亡する事件が発生した。犯人は、被害者が車内で携帯電話を使って会話していたことに腹を立て、犯行に及んだとされる。暴行の様子はSKM車内の監視カメラには録画されていないと見られており、警察が捜査を進めている。

#### ポーランドから国外への医薬品不正輸出が深刻化【19日】

犯罪組織によるポーランドから国外への医薬品不正輸出に関する問題が深刻化しており、警察は同事案に関する取締りを強化している。ポーランドでは、

政府の補助金制度によって、抗凝血剤、糖尿病治療薬、インフルエンザ・ワクチン等の専門医薬品が西欧諸国より安価に流通していることから、犯罪組織は薬剤師等と結託し、偽造文書を用いて同医薬品を大量に購入して西欧諸国に転売することで多額の利益を得ているとされる。この結果、ポーランド国内では、真に必要とする者に医薬品が行き渡らない事態が発生しており、財務当局によれば、2016年1月から2018年3月までの間に確認された疑わしい医薬品取引の総額は、1億3,800万ズロチにのぼる。

**ラドム市内の書店で通り魔事件が発生【21日】**

19日午後、ラドム市内の書店にナイフを持った男が乱入し、店内にいた客に切りつける事件が発生した。犯人は店員の通報を受けて駆けつけた警察官に取り押さえられ、現行犯逮捕された。切りつけられた客は負傷したが、命に別状はない。事件当時、犯人は酒に酔っていたとされる。

**警察及び検察、インターネット上での有害コンテンツ拡散に対する取締りを強化【20日】**

他国と同様、ポーランドでも、インターネット上での暴力や児童ポルノなどの有害コンテンツ拡散が問題となっており、警察及び検察には、本件に関し1か月あたり2万件以上の通報が寄せられている。警察は、これらに関する取締りを強化しており、現在、トルンでは、暴力的なコンテンツを拡散し金銭を得ていた疑いのある人物に関する公判5件が進められている。また、ポズナンでも児童ポルノをインターネット上で公開した疑いのある人物が拘束されている。

**警察、クラクフで大規模麻薬密売に関与した犯罪組織構成員を摘発【20日】**

20日、国家警察本部は、クラクフ南部で大規模麻薬取引に関与した犯罪組織の構成員2人を拘束したと発表した。同組織はフリガンと密接な関係を有し、2015年以降、オランダやスペインから大麻5.6トン、覚せい剤122キロの密輸に関与したとされる。警察はこれまでに同組織の構成員39人を拘束しており、これまでに押収された物品の総額は550万ズロチにのぼる。

経 済

経済政策

**ドゥダ大統領、(義務的)企業年金(PPK)法案に署名【19日】**

19日、ドゥダ大統領は(義務的)企業年金(PPK)法案に署名した。同大統領は、PPKは従業員及び将来の年金受給者にとって利益があることは疑いないとした上で、法案への署名に期間を要したのは、雇用主側の意見を聴取するためであったと説明した。また、同大統領は、雇用主側は、PPKが企業に追加負担となるものの、ポーランドにとって、長期的な資本の構築と強固な資本市場の確立が必要であるとの認識を示した。同法案は2019年1月1日に施行する。

**輸出信用保険会社(KUKE)、ポーランドの貿易リスクについて警告【20日】**

輸出信用保険会社(KUKE)は、「ハード・BREXIT」の脅威とトルコ・リラの急落がポーランドの外国貿易を揺るがし、ポーランド企業への現実の脅威になり得ると警告した。KUKEは、英国とトルコについて、長年にわたりポーランド企業が商業機会の追求に成功してきた国である点を強調し、いかなる状況においても通常どおりビジネスを継続すべきであるが、支払いの遅延や倒産増大の脅威への対応を含め、より慎重な計画と検討が必要と指摘した。

マクロ経済動向・統計

**10月の平均賃金【19日】**

中央統計局(GUSTO)によれば、10月の平均賃金は4,921.39ズロチで、対前年同期比7.6%増、対前月比3.1%増となった。

**経済協力開発機構(OECD)、GDP成長率見通しを上方修正【21日】**

経済協力開発機構(OECD)は、ポーランドのG

DP成長率見通しを2018年は5.2%、2019年は4.0%と、それぞれ5月発表時点の4.6%(2018年)及び3.8%(2019年)から上方修正した。OECDは、ポーランドのGDP成長は堅調なものの、労働力不足と製造コストの上昇により、成長率の伸びは鈍化すると予測しており、引き続き内需が経済成長の主な牽引力となると見込んでいる。

ポーランド産業動向

**トランスコスモス、ポーランド拠点を開設【16日】**

マイクロソフトやキャノン等の大手企業にIT・デジタル関係のサービスを提供している日本企業トランスコスモスは、2019年中にポズナンに拠点を開設する予定である。トランスコスモスは、企業へのITアウトソーシングサービスを行っており、世界各地に100以上の拠点をもち、約4万人の専門家を有している。

**国鉄貨物企業PKP LHS社、中国鉄道会社と契約【21日】**

国鉄貨物企業PKP LHS社は、中国通信輸送協会及び中鉄鉄龍箱物物流有限公司と、ポーランド南部スワフクフと中国重慶間のコンテナ輸送に関する契約書に署名した。「一帯一路」構想に基づき、

鉄路を通じて、ポーランドから食料品輸送を行う予定とされる。

**EU基金を活用した高速道路整備計画【21日】**

ポーランド中央道路局(GDDKiA)は、EU交通網計画センター(CUPT)との間で、国内の高速道路網整備のためのEU基金の割り当てについて合意した。今回の合意に基づき、スウプスクとグダンスクを結ぶ高速道路S6の建設に9億8,400万ズロチ、ワルシャワとミンスク・マゾヴィエツキを結ぶ高速道路A2の建設に3億3,000万ズロチが割り当てられる。S6の建設工事は2021年10月、A2の建設工事は2020年6月にそれぞれ完了する予定とされる。

エネルギー・環境

**原子力エネルギーの動向【19日】**

トフジェフスキ・エネルギー大臣は、原子力発電所の建設に関し、正式決定はなされていないものの既に着手されており、原子力エネルギーも年末までに策定予定のエネルギー計画に含まれるべきと述べた。同大臣は、原子力発電所の建設における米国資本の活用や技術輸出についても言及した。

トフジェフスキ・エネルギー大臣は、従前、低所得家庭のみ電気料金高騰に係る補償を適用するとしていたが、20日、全ての家庭に対して補償を適用すると発表した。また同大臣は、2019年のポーランドの電力システムにおいて、燃料料金は電気料金の高騰にそれほど影響を与えないとの見通しを示した。

**水素を活用した鉄道車両の開発動向【19日】**

経済会議・ kongress590において、国鉄貨物企業PKP Cargo社、国営石炭企業JSW社及び国営車両製造企業H. ツェギエルスキ・ポズナンの3社は、今後、水素を活用した鉄道車両開発を行うプロジェクトに合意した。

**政府による水素イニシアティブ【21日】**

野党「クキス'15」のクシシュトフ・シタルスキ下院議員は、10月末にポーランド水素議会グループ議長に就任した。同グループは、水素を代替燃料として活用し、国内産業、研究センター、投資家等のためのプラットフォームを構築することを目的としている。また、エネルギー省は、水素による経済発展を戦略的に分析する作業部会を設置した。

**家庭用電気料金高騰に関する補償【20日】**

科学技術

**ポーランド人研究者の動向【20日】**

当地のポロニア財団の調査によれば、海外在住ポーランド人研究者の約47%に帰国の意思がな

いとされる。また、同調査では、海外在住ポーランド人研究者は、国内外のポーランド人研究者間の接点作りに消極的との結果も示された。

大使館からのお知らせ

**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2018年11月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### **COP24に係る安全対策に伴うポーランド国境における出入国管理強化に関する注意喚起**

11月16日、ポーランド内務・行政省は、陸上国境におけるシェンゲン協定国との出入国管理を一時的に再開する旨公表しました。

出入国管理の対象者はポーランド国境警備隊によって無作為に選定され、データベースによる照合等が実施されます。同措置は、12月3日から同14日までの間、カトヴィツェで開催される国連気候変動枠組条約第24回締結国会議(COP24)に必要な安全対策処置であり、11月22日から12月16日まで継続されます。

現在、ポーランドとシェンゲン協定国との間での出入国管理は、シェンゲン協定により簡易措置が講じられていますが、今回の措置によって、シェンゲン協定国との出入国についても身分事項や滞在許可の確認が行われることが予想されます。シェンゲン条約加盟国民以外は、国境を越える場合は入国審査が無くとも、本来(身分証ではなく)旅券の携行が義務づけられておりますので、同期間においては特に、空路、船のみならず、車、列車等で国境を越える際にも、滞在許可証等に加え、必ず旅券を携行してください。

### **欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、2017年もスペイン、フランス等で新たなテロが発生しており、本年も引き続き更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### **「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### パスポートダウンロード申請書の御案内

2017年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先を御覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

### 平成30年度後期分教科書の配布に関する御案内

在ポーランド日本国大使館では、ポーランド在住で平成30年3月末日までに大使館に「在留届」を提出している邦人子女を対象に、日本の小学生用の教科書(平成30年度後期分)を配布しています。後期分教科書は小学生用のみの配布となりますので、御注意ください。

御希望の方は『教科書申込書』を入手の上、該当事項を記入して、下記の申込先に送付してください。ワルシャワ日本人学校の児童、生徒(入学予定者を含む)については、同校を通じて配布いたしますので、申し込みの必要はありません。なお、教科書自体は無償ですが、郵送による受取りを希望される方については、大使館(ワルシャワ市)から「着払い」にて送付するため送料が発生します。あらかじめ御了承ください。

教科書申込書のリンク:<http://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/kyoukasho30.2semester.pdf>

申込先:[cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)(Eメールの場合)

22-696-5006(FAXの場合)

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa(郵送の場合)

### 日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について

本邦の登記所における不動産登記手続において、その登記申請のための委任状や利害関係人の同意書等に対し、海外に居住しているため印鑑証明書を提出できない在留邦人(日本国籍者)の方については、居住地を管轄する日本国大使館・総領事館等において発行する署名証明のほか、居住国(地)の公証人や判事(以下、公証人)が作成した署名証明でもよいこととされています。

なお、居住国(地)の公証人が作成する署名証明の書式は任意(外国語文でも可)ですが、その内容として、公証人の面前で貼付け書類(委任状等、登記手続関係書類)に当該人が署名(署名は日本文字又はローマ字の何れか、あるいはこれらを併記したもので可)したことが明記され、当該人の氏名、生年月日(西暦で可)及び有効な日本国旅券の番号、証明書の発行日・発行番号、公証人の官職・氏名・署名が記載されること、書類の貼付け部分に公証人による契印がなされることを確認してください。また、登記所に提出する際は、当該署名証明の記載内容の和訳(書式及び翻訳者は任意)を付す必要があります。

詳細につきましては、法務省ウェブサイトの「外国に居住しているため印鑑証明書を取得することができない場合の取扱いについて」([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00346.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00346.html))を御覧いただくか、当該不動産の所在地を管轄する登記所(法務局・地方法務局、またはそれらの支局・出張所)に直接御照会ください。

### 【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報:<https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , Eメール:

[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp), 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

## 文化行事・大使館関連行事

### 【予定】ポーランド・日本100周年記念シンポジウム【11月24日(土) 12:00-16:00】

CBF Nowy Świat の映画ホールにおいて、日本・ポーランド国交樹立100周年の記念したシンポジウムが開催されます。日本からの特別ゲストとして、河添恵子氏が出席し講演を行います。入場は無料です(スナックやランチを希望する場合は有料となります)。事前登録が必要です。

開催場所: ワルシャワ市, CBF Nowy Świat の映画ホール, ul. Nowy Świat 6/12



詳細及び参加登録: <http://www.konferencja100lecia.pl/>

**【予定】講演会：明治時代の日本の作家の留学【11月27日(火) 18:00】**

日本美術学術博物館において、ヤギエロン大学日本学科カタジーナ・ゾネンベルグ＝ムシャウ教授による講演が開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。

開催場所: クラクフ市, 日本美術学術博物館Manggha, ul. Konopnickiej 26

詳細: <http://manggha.pl/wydarzenie/japonscy-pisarze-okresu-meiji>

**【予定】講演会：明治時代における日本食文化の革命【11月28日(水) 17:30】**

ワルシャワ大学において、ワルシャワ大学日本学科イボナ・コルジンスカ＝ナヴロツカ教授による講演が開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。

開催場所: ワルシャワ市, ワルシャワ大学, Budynek Samorządu Studentów, 200 室, ul. Krakowskie Przedmieście 24

**【予定】コペルニクス大学にて日本研究者の遊び場:トルンの日本学科の10周年【11月29日(木)～12月1日(土)】**

トルンにて、ニコラウス・コペルニクス大学日本学科主催による『コペルニクス大学にて日本研究者の遊び場:トルンの日本学科の10周年』が開催されます。日本の文化・経済・社会・政治などに関する学会が予定されています。

開催場所: トルン市 (クヤヴィ＝ポモージェ県), ニコラウス・コペルニクス大学日本学科, ul. Bojarskiego 1

詳細: <https://www.fil.umk.pl/zj/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(<http://www.pl.emb-japan.go.jp/index.j.htm>)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス ([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))